第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２９年（フ）第１２４２号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目１番18号　パレス尾頭橋601号、開始決定時の住所名古屋市緑区漆山1401番地　レジデンス漆山Ｂ－102
破産者　加納　智之
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３５６号
名古屋市熱田区大宝１丁目２番３号　ヴェルクレート日比野Ｂ棟607号
破産者　石井　崇史
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３９号
愛知県知多市にしの台１丁目2310番地　シャトー末廣201
破産者　有川　恭子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７４号
名古屋市天白区植田西３丁目1005番地　ＳＴＥＰ－ＯＮＥ　１Ｂ、従前の住所名古屋市天白区池見１丁目115番地の１　池見グリーンハイツ107号
破産者　浅井　正博
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７５号
愛知県大府市長草町上田ノ松21番地の１
破産者　横井　勇介
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９９号
名古屋市熱田区四番１丁目12番５号、従前の住所名古屋市熱田区二番１丁目７番27号
破産者　大塚商会こと　大塚　幸信
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８２４号
大阪府大東市御供田３丁目13番28号　川田ハイツ301号
破産者　溝尾　頼晃
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８５号
大阪市城東区蒲生３丁目２番18号
破産者　堂後　優季
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７２号
大阪市都島区中野町４丁目20番１－806号
破産者　尾川　久江
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２４号
大阪市都島区中野町４丁目20番１－806号
破産者　尾川　卓三
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８６号
香川県坂出市江尻町191番地232
破産者　柴田　　拓
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００２号
大阪府岸和田市春木泉町１番20－204号、前住所兵庫県三田市高次２丁目15番23－305号
破産者　岩佐　隆二
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１３号
大阪市鶴見区緑２丁目６番26号、住民票上の住所神戸市東灘区住吉山手９丁目４番16号
破産者　谷　　良治
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２２号
大阪府東大阪市新庄南10－７　ロイヤルハイツＢ棟103号、開始決定時大阪府東大阪市三島３丁目７番23号
破産者　八重フードこと八重寿司こと　笹島　勲
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２３号
大阪府東大阪市西鴻池町１－10－１、開始決定時大阪府東大阪市三島３丁目７番23号
破産者　八重フードこと八重寿司こと　笹島　正也
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３２号
大阪市平野区瓜破東２丁目10番16－601号
破産者　高田　淳一
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９８号
大阪市北区長柄東１丁目５番21－202号
破産者　前田　勝美
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部